

Yahoo! 知恵袋データ（第3版）の取り扱いにあたって  
ーデータ利用者へのお願いー

作成者：ヤフー株式会社

作成日：2019年1月10日

本文書の位置づけ

本文書では「Yahoo! 知恵袋データ（第3版）」を研究にご利用いただく際の最低限の注意事項をまとめています。国立情報学研究所（NII）との契約関係に基づき、本データを研究にご利用いただく際は、必ず研究の開始前に本文書をお読みください。

なお、本データをご利用いただく際は、その研究成果の発表の有無を問わず、本文書を閲読済みであり、本文書に記されている各項目についてご理解・ご同意いただいているものとみなします。

Yahoo! 知恵袋データ（第3版）の利用上の注意点

1. 著作権処理

Yahoo! 知恵袋データ（第3版）（以下、本データという。）を構成する質問・回答の著作権は投稿者本人に帰属します。ただし、Yahoo! JAPAN 利用規約では以下のように定めています。

当該コンテンツについて、お客様は当社に対して、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含みます）する権利を期限の定めなく許諾（サブライセンス権を含みます）したものとみなします。なお、お客様は著作者人格権を行使しないものとします。

加えて Yahoo!知恵袋のトップページにおいて、以下の告知を行っています。

■研究機関への研究データの提供について

Yahoo! JAPAN では投稿者の Yahoo! JAPAN ID を暗号化するなど、個人を特定することができない情報に処理した上で投稿内容、投稿日時などの投稿に関する情報を大学、独立行政法人等の研究機関に提供します。

Yahoo! JAPAN が提供する情報によって、当該大学、独立行政法人等が投稿者が誰であるかを知ることはありません。

これらの措置により、本データにおける著作権処理は適正に行われており、本件のような研究利用についても投稿者の同意が得られています。

## 2. データマッチングによる投稿者割り出しの禁止

本データでは、投稿者の ID (Yahoo! JAPAN ID) を削除しており、本データを構成する質問・回答の投稿者の ID を判別できないようにしています。ただし、当該の質問・回答を Yahoo!知恵袋<<https://chiebukuro.yahoo.co.jp/>>で公開されている質問・回答と照合することで、投稿者が用いた ID を割り出すことは不可能ではありません。データマッチングによる投稿者を割り出す行為やデータ提供の趣旨と異なる利用は禁止とさせていただきます。

## 3. 利用者数等の数値の取り扱い

研究の中で Yahoo!知恵袋の位置づけにふれる際、特に以下の 2 点について数値の取り扱いには十分にご注意ください。

### (ア) Yahoo!知恵袋の利用者数

本データは、Yahoo!知恵袋で投稿された質問・回答をサンプリングして提供しております。本データの投稿者数と Yahoo!知恵袋の利用者数が同一であるとはみなさないようにご注意ください。

### (イ) 他サービスとの利用者数比較

Yahoo!知恵袋と他のサービスを比較検討する際等に、比較対象となる数値が同一の性格の値であるかを十分にご確認ください。特に各サービスの ID 数を比較する際には、調査・入手された ID 数が当該サービスを利用する ID 数を示すのか、あるいは当該サービスに限らず、当該サービスの提供企業が運営する他のサービスを利用する ID を含むのか等、慎重な確認をお願いします。

なお、Yahoo!知恵袋に限らず、インターネットサービスの利用者数については、以下の第三者機関が視聴率データを提供しています。

- 株式会社ビデオリサーチインタラクティブ<<https://www.videoi.co.jp/>>
- ネットレイティングス株式会社<<https://www.netratings.co.jp/>>

## 4. Yahoo!知恵袋データのデモンストレーション利用

本データを利用したデモンストレーションシステムを構築・公開する際は、以下の条件を順守してください。

(ア) デモシステムにおいて使用するデータ量に関しては制限を設けない。

(イ) 学会やオープンキャンパス等において説明担当者の立ち会いの下に第三者に対してデモを行うことに関しては特に制限を設けない。

(ウ) 使用者が個別にモニター等を依頼する場合は、氏名、所属、身分等が明らかであり、本データの著作権等を侵害するおそれがないと判断される者を対象とし、ユーザ ID 及びパスワード等により適切なアクセス制御を行うことを条件に、デモン

システムを第三者に利用させること認める。

- (エ) 上記以外の場合において、国立情報学研究所と使用者との間の契約に定める利用許諾の範囲を超えて第三者に対してデモ等を行おうとする場合は、事前に国立情報学研究所と協議しなければならない。